

# 質問回答書

件名 鶴見工場焼却残さ輸送委託

質問	回答
<p>設計書の部分払の基準に関してですが、残さ輸送8 t車38回とありますが必ず8 t車を使用(保持)しなければならないという事でしょうか。使用しなければならない場合はその理由をご提示願います。</p>	<p>特記仕様書に記載されている1日の輸送量が満足できれば、必ずしも8 t車を使用(保持)する必要はありません。</p> <p>配車計画については、特記仕様書第8項のとおり、8 t車又は10 t車を使用するものとし、協議の上で決定するものとしします。</p> <p>入札にあたっては、委託内訳書記載の車両及び回数にて札入れを行ってください(落札者決定後に、札入れ金額の内訳を確認させていただきます)。</p> <p>なお、内訳書記載の8 t車の単価を作成するにあたっては、当該車両を所有していない場合は、同等以上の積載重量のトラックで積算することは差し支えありません。</p>